(あて先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

事業者排出量削減報告書

住所 (法人にあっ 京都府舞鶴市	ては、主たる事務所の所在地) 常野由里82	氏	ダイワボ		名称及び代表 アルズ株式会 森田 編		名押印	電話 07	73 —	75	- 0820
京都府地球温暖	化対策条例第19条の規定は	こより提出し	ます。						estable 5		red
特定事業者の 主たる業種	繊維工業			平田 贝	* T		(4.0.2)				
該当する事業 者要件	□ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) □ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上) □ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))										
計画期間		月~平月		年	3 月						
	エネルギー消費効率の改善、			TEV					:のCO2削減	戊を目指す。)
推進体制	工場長を長とする環境管理	文い自エ不安	員会を設値	C。 月 例 闭	引催とし、実	地計画の進捗	を官埋して	1140			
年度ごとの具体的な取組及び措置											
	18-19 工場製造部門	平成19年6月7日 火災により工場の2/3が焼失、再建の予				定未定の為、002排出量も大幅に被る見込み。					
	/8-/9 工場製造部門	各工程の操業効率を高め、エネルギーの有効利用に努める。									
	ij Subortak										
温室効果ガスの 排 出 量 等	排出区分	基準年度 (実績) (17) 年度 (二酸化炭素換算(t))		目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(+))		削減率 (計画) (%)	報告年度(実績) (18)年度 (二酸化炭素換算(t))		削減率 (実績) (%)		
	A 事業所等排出区分	6,885 t		6606 t		- 4.1 %	_V====2	DEFE 14-8		6659	t - 3.3 %
	B 輸送車両排出区分	t		agrada t		%	t				
	C その他排出区分	t) t		%		t			
	排出合計			*2 6,606 t		- 4.1 %	*4 6659 t			t - 3.3 %	
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度 収組量等		(二酸化炭素換算 (t))		1 /		報告年度	(二酸化炭	素換算(t))	_ /
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	t	/	(整備面積)	ha	(吸収量)		t /
	府内産の木材の利用	(利用量)	m,	(削減量)	t	- /	(利用量)	m ³	(削減量)		t /
	自然エネルギーを利用した 電力又は熱の供給	(売電量) (熱供給量)	kwh G.J	(削減量) (削減量)	t	1	(売電量)	kwh G.J	(削減量)		t /
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh			1/	(購入量)	kwh	(削減量)		t /
	削減量等合計	GJ97 VILS7	- KWII	* 3	t	1/	* 5	Kwii	1111/212/		t /
	差引排出量	基準年度	(実績)		度(計画)	削減率 (計画)		報告年度	(実績)		削減率 (実績)
(HE	出合計—削減等合計)	*1		(*2) - (*3)	6606 t	-4.1%	(*-1) - (*5)	18.4	(2 4/2)	6659	t - 3.3 %
特記事項		T 1	6885 t	(12) (10)	0000	1 -4.170	I	8.700	A LA L	0000	0.0 /
連 絡 先	担 当 部 署 担 当 者 氏 名	が 入が 報告 第 (103) (201) 日節 (104) 日本 (201) ます (201) ます (201)						- 18 h.u.s			
	電話番号	ext eces					\$10.000 m	-			
	用. in 第 万				2400						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。

ファクシミリ番号

- 1 該主等る口には、レ印を記入してくたさい。特定事業有以外の事業者の力はレ中の記入は小麦です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「日標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に作い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都的内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保育する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保育する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
- 4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。 (例)グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入
- 5 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO-排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。